

第3 令第8条等に規定する区画の取扱い

(平7.3.31 消防予第53号, 平19.10.5 消防予第344号, 平7.7.28 消防予第166号, 平7.10.20 消防予第226号, 平13.3.30 消防予第103号, 消防危第53号)

1 令第8条に規定する区画(以下「令8区画」という。)の取扱いは, 次によること。

(1) 構造等

令8区画は, 「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから, 次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造, 鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅ろうかつ容易に変更できない耐火構造であること。

※ 堅ろうかつ容易に変更できない耐火構造

壁式鉄筋コンクリート(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。), プレキャストコンクリートカーテンウォールなど。

イ 建基法第2条第7号の規定に基づき, 建基令第107条に定める耐火性能とする。

ウ 令8区画の耐火構造の床若しくは壁の両端又は上端は, 当該防火対象物外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること。ただし, 次の(ア)又は(イ)に該当する場合はこの限りでない。

(ア) 耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物

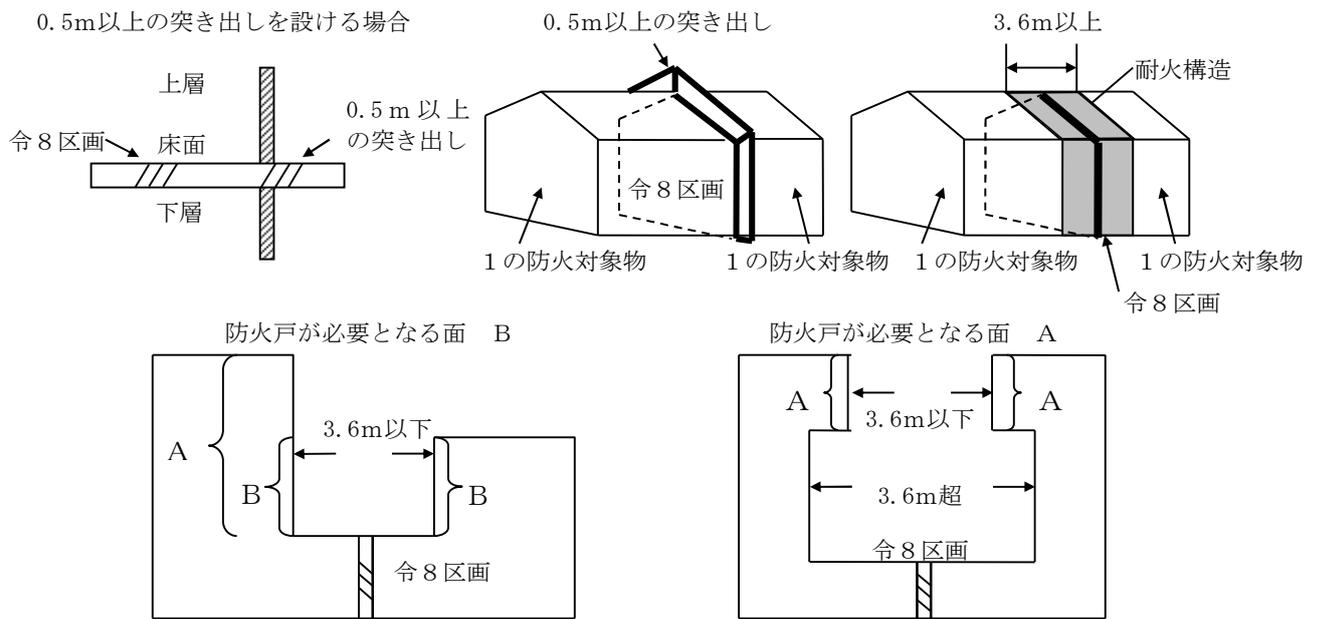
a 令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が, 当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり, かつ, これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が0.9m以上確保され, これに防火設備が設けられていること。

b 同一階で開口部が相対し, かつ, 相互間の距離が3.6m以下の場合, 当該開口部に防火戸が設けられていること。

(イ) 耐火建築物又は準耐火建築物

a 令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が耐火構造であり, かつ, これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が0.9m以上確保されていること。

b 前(ア), bに同じ。



令 8 区画の壁は開口部のない 2 時間以上の耐火性能を有する耐火構造の壁であること。
(凡例 は、令 8 区画の壁を示す。)

第 3 - 1 図

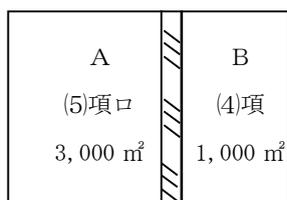
(2) 取扱い等

ア 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとに別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。

例①

開口部のない耐火構造の壁（以下同じ）

全体 (16) 項イ 6,000 m²

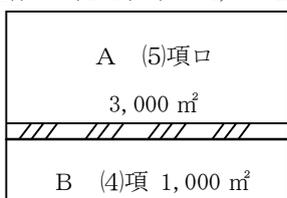


※① A・Bのうち少なくとも壁を支持する一方が主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。(当該壁が自立する構造のものを除く。)

② 項の判定については、第 1.2.(2)を参照のこと。

※ Bは主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。

全体 (16) 項イ 4,000 m²

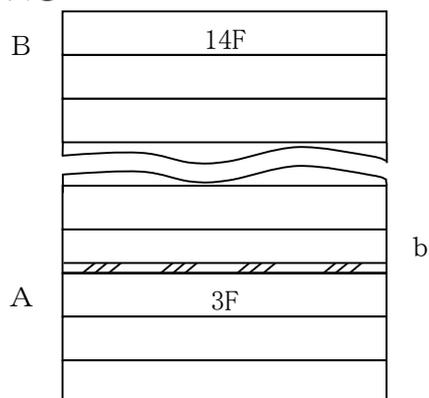


A 延べ面積3,000 m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B 延べ面積1,000 m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第 3 - 2 図

例②



- A 階数3の防火対象物として、該当する消防用設備等を設置する。
- B 階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として、該当する消防用設備等を設置する。

第3-3図

イ 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に階単位の規制（令第11条第1項第6号、第12条第1項第8号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

ウ 令8区画を貫通する配管等について

令8区画を配管等が貫通することは、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、消防防災用設備等性能評定委員会（以下「性能評定委員会」という。）において性能評定されたもの、又は開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあつては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合における令8区画を貫通する配管等については次のことを確認すること。

(ア) 配管の用途は、原則として給排水管であること。

(イ) 一の配管の外径は、200mm以下であること。

(ウ) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

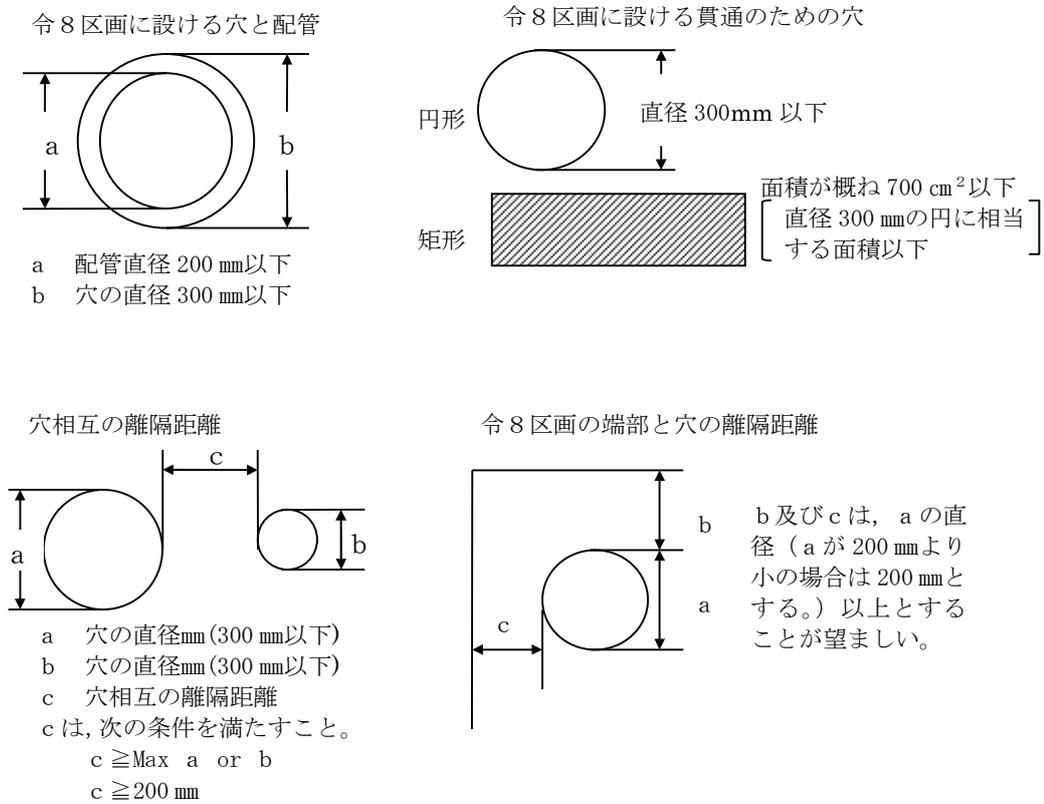
(エ) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上であること。

(オ) 配管及び貫通部の耐久性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間（2時間）以上であること。

(カ) 前(オ)の施工範囲は、当該区画を貫通している部分及びその前後1m以上について、耐火二層管又は鋼管等の措置を行うものとする。この場合に、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合は次によること。

a 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

- b 排水管と衛生機器の接続部には、塩化ビニール製の排水ソケット及びゴムパッキンが用いられているが、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。
- (キ) 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するとともに、当該区画に求められる耐火性能時間以上の耐火性能を有するよう施工すること。
- (ク) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。



第3-4図

第 3 - 5 表

設備種別等	令第 8 条区画適用の可否	
	認める	認めない
空調設備 (冷暖房設備を含む。)	鋼管類 (鋼管, 銅管, 鋳鉄管をいう。この表中で同じ。) を用いる冷水配管及び温水配管。	冷暖房, 換気用ダクト等 (ダンパー付を含む。)
輸送・処理設備		ダストシュート・メールシュート ・リネンシュート
給排水・衛生設備	鋼管類 (ライニングしたものを含む。) 及び耐火二層管を用いる配管	左記以外の配管 塩化ビニール, 陶管, ヒューム管等
電気, ガス		認めない。

エ 給排水管等が区画を貫通する場合の, 鋼管等の施工方法

(ア) 鋼管等は次に定めるものであること。

a J I S (日本産業規格)

- (a) JIS G 3442 (水道用亜鉛めっき鋼管)
- (b) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (c) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
- (d) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (e) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (f) JIS G 5525 (排水用鋳鉄管)

b W S P (日本水道鋼管協会規格)

- (a) WSP 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (b) WSP 032 (排水用タールエポキシ塗装鋼管)
- (c) WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (d) WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (e) WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

c J W W A (日本水道協会規格)

- (a) JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (b) JWWA k 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (c) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)

(イ) 貫通する部分の処理は, 次によること。

a セメントモルタルによる方法

- (a) 日本建築学会建築工事標準仕様書 (JASS) 15 「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし, これに最小限の水を加え, 十分混練りする。

(b) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分に充填する。

(c) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除く。

b ロックウールによる方法

(a) JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。）又はロックウール繊維（密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填する。

(b) ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定する。

(ウ) 鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、aに掲げる被覆材をbに定める方法により被覆すること。

※ 給排水管については、内部が常に充水されているもので、可燃物が構造上必要最低限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）である場合は、被覆をしなくてもよい。

a 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

b 被覆方法

(a) 床を貫通する場合

100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(b) 壁を貫通する場合

100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(エ) 鋼管等は、原則として、保温材で被覆していないものを用いること。ただし、(ウ)、aに掲げる材料を保温材として用いる場合には、この限りでない。この場合において、鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存するときに(ウ)に定める被覆を施す場合には、保温材を被覆材の一部と見なすことができる。

※ 給排水管については、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材で被覆したものは使用できる。

(ウ) 鋼管等を接続する場合には、次に定めるところによること。(区画貫通部分から1m以下の部分)

- a 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。
- b 配管等を接続する場合にあっては、同一の種類のものとする。
- c 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法で接続すること。なお、(b)に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができる。

(a) メカニカル接続

- ① ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込む。
- ② 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入する。
- ③ あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれないように挿入する。
- ④ 押し輪又はフランジで押さえる。
- ⑤ ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させる。

(b) 差込み式ゴムリング接続

- ① 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布する。
- ② ゴムリングを所定の位置に差し込む。
ここで用いるゴムリングは、EPDM(エチレンプロピレンゴム)又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- ③ ゴムリングの内面にシール剤を塗布する。
- ④ 挿入管の差し口にシール剤を塗布する。
- ⑤ 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込む。

(c) 袋ナット接続

- ① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込む。
- ② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込む。
- ③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入する。
- ④ 袋ナットを受け口にねじ込む。

(d) ねじ込み式接続

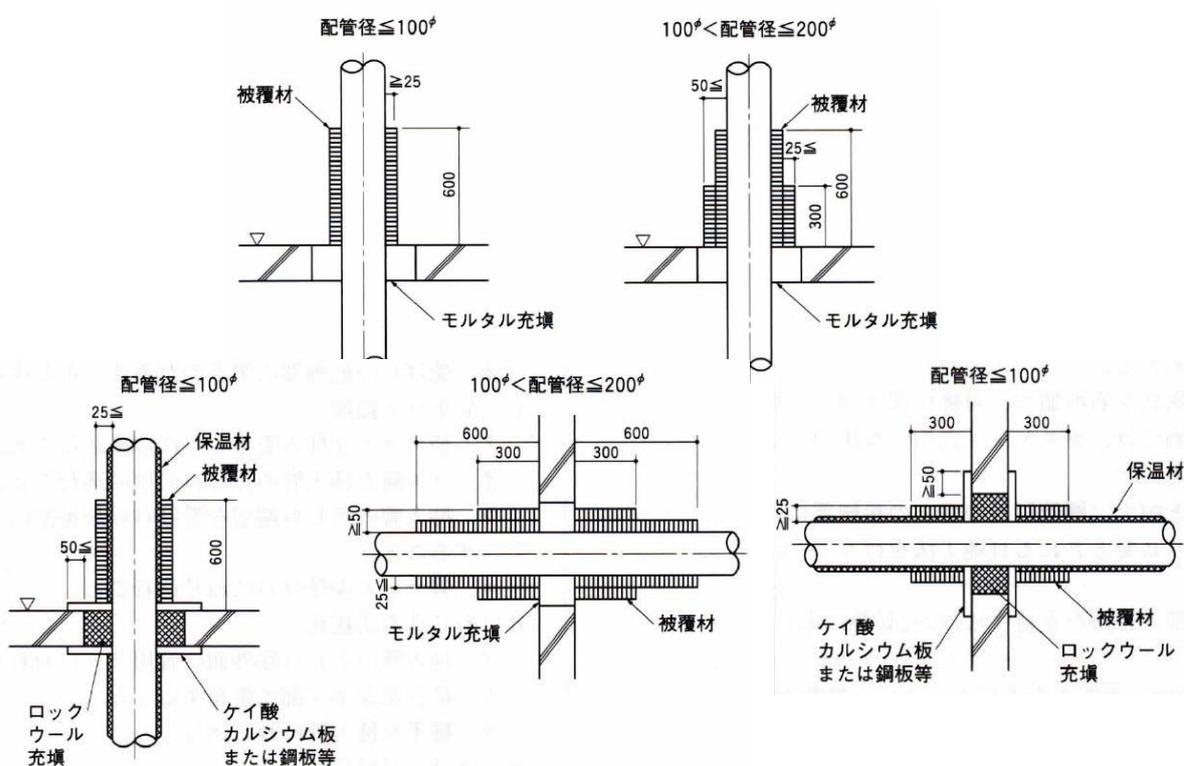
- ① 挿入管の差し口端外面に管用テーパネジを切る。
- ② 接合剤をネジ部に塗布する。
- ③ 継手を挿入管にねじ込む。

(e) フランジ接続

- ① 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入する。

- ② 仮締めを行い，ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認する。
- ③ 上下，次に左右の順で，対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ，ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付ける。
- (f) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接合部には，耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。
- (g) 鋼管等の接続部の近傍を支持するほか，必要に応じて支持すること。

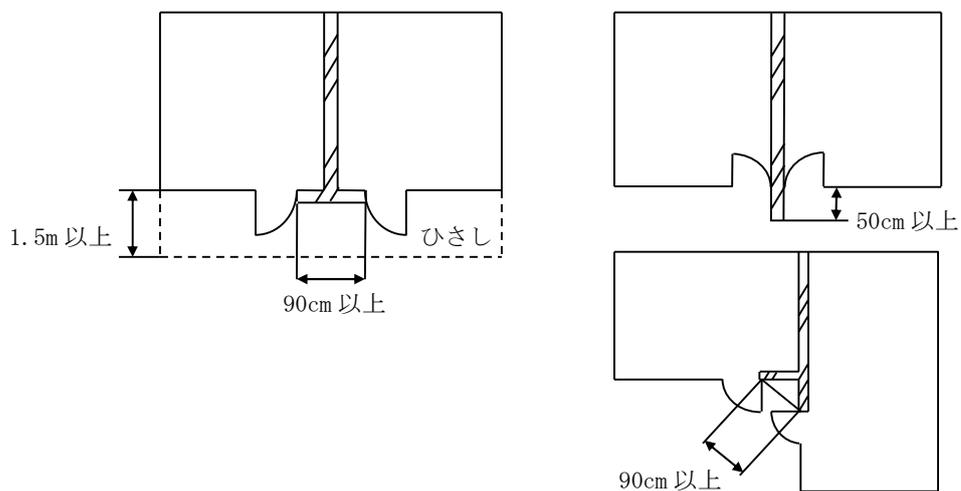
(参考) 施工方法の例 (鋼管等の表面の近くに物がある場合)



第3-6図

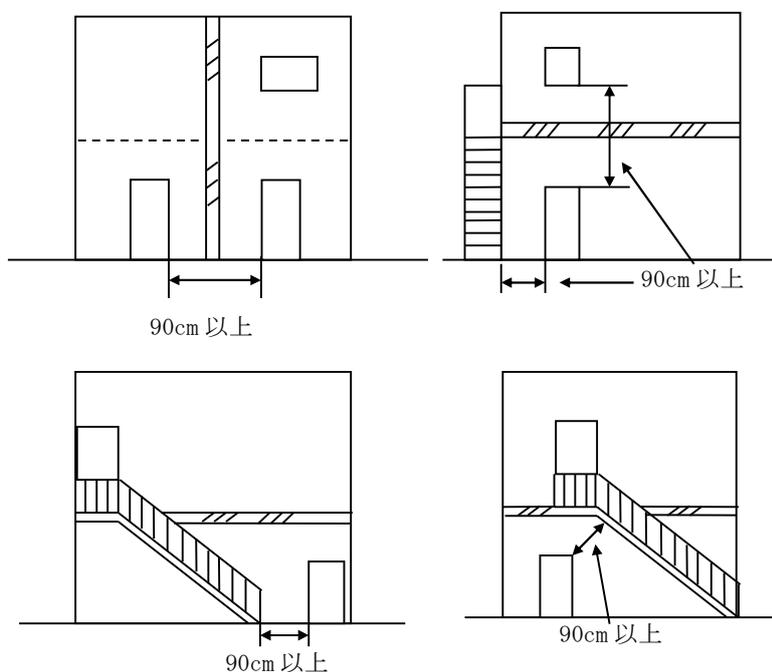
(3) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分の外壁に設ける開口部は、他の区画された部分の外壁の開口部と延焼防止上有効に隔てられていること。

※ 具体的な運用は、第3-7図及び第3-8図の例により取り扱うこと。



※ 準耐火構造以外の場合は、当該壁又は床の双方への防火戸の措置が必要となる。

第3-7図

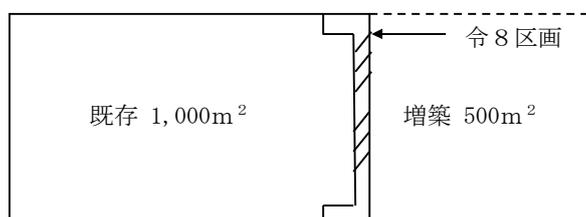


※ 階段と開口部の距離については、階段の床又は屋根から90cm以上とする。

第3-8図

(4) 法第17条の2の5第2項と令第8条の関係は、次によること。

ア 令第8条区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第2号の関係

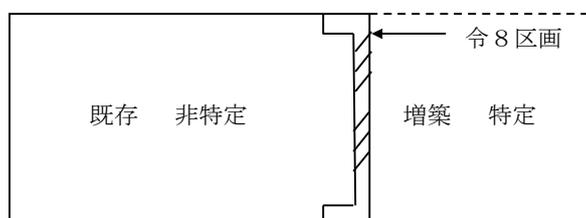


棟全体が現行基準の適用を受ける

第3-9図

イ 令第8条区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第4号の関係

なお、消防用設備等の設置については、非特定部分と特定部分が、令第8条区画されているので、それぞれの基準を適用する。



棟全体が現行基準の適用を受ける

第3-10図

2 則第13条第1項に規定する区画（以下、この項において「則第13条区画」という。）については、次によるものとする。

- (1) 則第13条区画は2以上の階にわたらないこと。
- (2) 則第13条区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第15項、第16項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。ただし、風道に設けるダンパーにあつては、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。
- (3) エレベーターの出入口は、則第13条第1項第1号ハに規定される開口部の構造に該当しないものであること。ただし、次のア又はイのエレベーターに設ける出入口の戸については、同規定に適合するとみなして扱うことができる。

ア 建基令第129条の13の3に規定する非常用エレベーター

イ 共同住宅等の開放廊下に面して設置されるエレベーター

3 則第30条の2の防火戸は常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズ溶断によって閉鎖するものとする。なお、当該区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第15項、第16項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。